

平成31年 2月25日

## 第 121 回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第121回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成31年2月14日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第2号  
会議年月日 平成31年2月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、4番 古屋敷徳夫、5番 佐々木誠一、  
6番 佐々木恵美子、7番新田佐悦、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、  
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、  
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、  
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員 3番 多田登

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹  
次長兼農業振興係長 菊池 今英  
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第121回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条  
による届出について  
議案第63号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申  
請に対する可否決定について  
議案第64号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に  
対する可否決定について  
議案第65号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあ  
っせん委員の指名について  
議案第66号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第67号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定につい  
て  
議案第68号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見  
決定について  
議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見  
決定について  
議案第70号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第71号 農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明  
願い及び引き続き農業経営を行っている等の証明願いにつ  
いて  
議案第72号 平成31年度遠野市農業労賃標準額の設定について  
協議第1号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬につ  
いて

開 会 時 刻      午前 10 時

議	長	<p>それでは、ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を1番、菊池靖委員さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略〕</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第121回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、3番、多田登委員から欠席の届出がありこれを了承したので報告します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b> 続いて、会長として出席しました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧くださいと思います。 2月13日から14日、市町村農業委員会会長研修会及び会議がホテル紫苑で開催されてございます。内容についてですけれども、今まで遠野市は上閉伊地方農業委員会連絡会に属していましたけれども4月からは県南広域振興局花北地区協議会となります。構成市町は花巻、北上、西和賀、遠野となります。それで常設委員に関しては花巻市と北上市になります。 2月16日、平成30年度（第45回）遠野市教育文化振興財団顕彰式及び遠野市体育協会第13回栄賞表彰式に参加してございます。 2月23日、平成31年度飯豊・沢田地区営農組合総会に参加してございます。 それから、今日ですが、午後1時半から遠野ホップ農業協同組合第54回通常総会並びに生産振興共進会に参加する予定でございます。 以上です。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 続きまして、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長		<p>それでは、経過報告書をご覧ください。 1月28日、第5回遠野市農業委員会だより編集会議を開きました。 1月29日、●●県●●町農業委員会先進地視察研修対応をしました。 2月6日、第6回遠野市農業委員会だより編集会議を開きました。 2月8日から、農家意向調査を開始しております。 2月12日、農地法等申請締切日でした。 2月13日、平成31年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会を行いまして、今日の資料でもありますが、このようになっております。 2月13日から14日まで、平成30年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会が盛岡市のホテル紫苑で開催されました。 2月14日、15日、第2回地域農業マスタープランの地区検討会。 2月18日、平成31年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議を行っております。 2月18日、小友地区でマスタープラン地区検討会。 2月18日、19日、農地転用等現地確認調査を実施しております。 2月19日は附馬牛地区、20日は土淵地区、21日は綾織地区でそれぞれ検討会が行われています。 2月21日、第12回運営委員会を開催しました。 本日、第121回総会であります。この後、第7回遠野市農業委員会だより編集会議を行います。 裏面をご覧ください。2月26日以降の主な行事予定です。 2月26日から3月15日まで、平成31年3月遠野市議会定例会が開催されます。 2月27日、平成30年産遠野市葉たばこ生産改共進会が開催されます。</p>

	<p>同日、活力とうるおいにあふれた「むらづくり」賞受賞並びに法人設立5周年設立祝賀会ということで、こがらせ農産の祝賀会が開催されます。それぞれ、会長が出席することになっております。</p> <p>2月28日は上郷地区、3月1日は宮守地区、3月4日は遠野地区で検討会が開催されます。</p> <p>3月11日、農地法等申請締切日です。</p> <p>3月14日、平成30年度一般社団法人岩手県農業会議定期総会が盛岡市で開催されます。</p> <p>3月15日、農地転用等現地確認調査です。</p> <p>3月18日には達首部地区、3月19日は鱒沢地区で検討会が開催されまして、これで第2回の検討会は終了となります。</p> <p>3月20日、遠野市農業委員会だよりが発行されます。その間に挟んで平成31年度の農業労賃標準額表を全戸配布いたします。</p> <p>3月20日、第13回運営委員会。</p> <p>3月25日、第122回遠野市農業委員会総会を開催します。開催後、第6回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会です。</p> <p>以上です。</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>次に報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたします。</p>
議 長	<p>次に報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたします。</p>
事 務 局 長	<p>1、2、3ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、であります。これにつきましては、農地又は採草放牧地の解約であります。1ページの番号1番から3ページの番号15番まで、全部で15件ございます。それぞれ借人、貸人の合意により農地の解約になったものであります。この中でまだ借人が代わっていないものがあります。3番、4番、5番、土淵の部分ですけれども、解約したけれども借人がまだ決まっていない状況です。これについては、借りている方の体調不良で今回解約になったものです。土淵の農業委員さん、推進委員さんで借りる方の検討をお願いしたいと思います。それ以外は解約された後に借人が決まっているものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p>
1 2 番 委 員	<p>参考までに聞きたいことがあります。■■■■■■■■さんが結構解約していますが、これはどういうわけですか。</p>
副 主 幹	<p>田が多いということなのですが、3番につきましても■■■■■■■■関連でございますし、3番、4番、5番は局長からお話しがあったとお借りしている方の体調不良ということ。</p>
1 2 番 委 員	<p>議長、違います。■■■■■■■■さんの部分です。</p>
副 主 幹	<p>■■■■■■■■さんですか。従業員の方が1人退職になられたということで規模縮小ということで出ております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
1 2 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他、質問等ございませんか。</p>
	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>4ページをご覧ください。報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、であります。全部で3件あります。番号1番、2番に関しては、隣接する農地でありまして、農地に傾斜がありましてそれを解消するために盛り土をするものであります。番号3番につきましては、畑の一部に牛舎を建築するものであります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明いただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己またはその同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に2番、白金英子委員、4番、古屋敷徳夫委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>5ページでございます。第121回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計13件、49,023㎡。</p> <p>利用集積、今月計44件、215,671㎡。</p> <p>法第4条、今月計2件、2,081.89㎡。</p> <p>6ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計8件、3,796.46㎡。</p> <p>適用外、今月計2件、462㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計15件、59,926㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第63号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>7ページでございます。議案第63号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、貸し人は高齢の独り住まいで、当申請地は借り人の田と組田になっており今までも借り人と使用収益権の設定をしていたものですが、今回契約期間の終期を迎え、原契約の貸し人の方がお亡くなりになっていることから、改めて現在の所有者の方と使用収益権の設定をし、賃貸借により貸し付けるものです。借り人は相手方の</p>

	<p>要請により借り受けるものです。契約期間は記載のとおりです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。●●地区担当委員お願ひします。</p>
4 番 委 員	<p>4番、古屋敷です。19日、委員5名で現地を確認してまいりました。内容については今事務局で説明あったとおりですし、長年作付けしている場所で管理も良好でした。何も問題ないものと確認してまいりました。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第63号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第3】</b></p> <p>続きまして日程第3、議案第64号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>8ページでございます。議案第64号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、譲渡人は県外に居住し、申請している譲受人に今までも耕作していたもので、譲受人が相手方からの要請により贈与により譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は高齢の一人世帯であり、譲受人は今までも当申請地を借りて野菜を栽培しており、相手方からの要請により譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号3番、4番は、譲渡人は当申請地が居宅から離れた場所にあり、今までもそれぞれの譲受人の方に管理していただいていたとのことで、譲受人は居宅及び所有農地の近くであり、相手方からの要請により譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりです。</p> <p>番号5番と9ページの番号6番は、譲渡人は労力不足により今までも譲受人の方に耕作していただいていたとのことで、譲受人は相手方からの要請により譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりです。</p> <p>番号7番、平成7年の土地改良事業により譲渡人と譲受人の田が組田になって以降、譲受人が今までも耕作してきたとのことで、譲受人は相手方からの要請により譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりです。</p> <p>番号8番、組田になっているため、譲受人と農業経営基盤強化促進法により利用権設定し譲受人が今までも耕作していたもので、譲受人は相手方からの要請により譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号9番、譲渡人は労力不足により親戚である譲受人と農業経営基盤強化促進法により利用権設定し、譲受人が今までも耕作していたもので、譲受人は相手方からの要請により譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号10番、11番、譲渡人は譲受人の農地が近接地にあることから譲受人の方に今</p>

	<p>までも耕作していただいていたとのことで、譲受人は今回相手方からの要請により贈与により譲り受けるものです。</p> <p>番号 12 番、譲渡人は譲受人の方が近接地で農地を借り受けて耕作していたことから今までも譲受人の方に耕作していただいていたとのことで、譲受人は今回相手方からの要請により贈与により譲り受けるものです。</p> <p>以上 12 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当委員をお願いします。</p>
9 番 委 員	<p>9 番、綱木です。18 日、農業委員 1 名、推進委員 2 名、事務局 2 名で現地を確認してきました。現地は■■■の反対の国道を上った部分でして、そこを親戚の方が管理していただけるということで別に問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p>
18 番 委 員	<p>18 番、奥友です。2 番、3 番、4 番ですけれども、2 番は事務局からも説明ありましたが譲渡人は小児麻痺の方で自分ではもう全然できない、で、向かい側の方がもう何十年と畑を借りて作っていましたということで、譲渡後もその土地がつぶれるようなこともないということで特に支障もないと。3 番、4 番については、譲渡人は小友を離れていまして譲受人それぞれが近くの土地で 2 人とも産直に物を出したりしていますから買った後にそのまま放置するということもないと、特に問題はないと見ております。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>1 番、菊池です。5 番、6 番、8 番とやっております。5 番につきましては、●●から●●に向かって走って左側に貯水タンクがあってその右側に 4 枚あります。もう 1 か所は■■■を渡ってすぐ川沿いに走って最初の道路から 3 枚目、4 枚目の 2 枚が対象になります。8 番については●●の■■■■■の手前、脇から入った裏が組田になっていまして、それを譲るということで確認してまいりました。5 番、6 番、8 番も売買となっておりますが、現状何ら問題なく確認してまいりました。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、7 番に関して●●地区担当委員をお願いします。</p>
12 番 委 員	<p>12 番、鈴木です。18 日に確認してまいりました。場所は■■■■の脇から北側に 300m 位走った所にございます。事務局から説明ありましたとおり組田でございまして、現状も譲受人が耕作しているということで、何ら問題ないと確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p>
4 番 委 員	<p>4 番、古屋敷です。譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、先ほどの報告事項 18 条 6 項の中に報告ありましたものが解約されて、今度は譲渡人の要望により売買になったと。現地の方は何ら問題ないものと確認してまいりました。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p>
10 番 委 員	<p>18 日に事務局 2 名、推進委員 2 名、農業委員 1 名で確認しました。10 番、11 番に関しては、譲渡人は同一家族です。元々はこの家族の方から売買でという話で、貸し借</p>

	<p>りをしていたようですが、ご主人が亡くなってから女性だけになってやっぱりできないということで贈与したほうがいいということでそういうふうになったということです。譲受人も●●歳ということではありますが、現在も元気で全ての機械を持っておりまして経営しているのだそうで、問題ないのではないかと判断してきました。12番につきましては、マスタープランで受けられている方が譲受人ということで、何ら問題はないのではないかと判断してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
7 番 委 員	<p>7番です。●●の2件の売買ですが、金額的に随分安いと思いますが、この値段はこれでよろしいですか。</p>
議 長	<p>●●関係部分ですね。</p>
7 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>事務局でよろしいですか。</p>
7 番 委 員	<p>はい。</p>
副 主 幹	<p>お答えいたします。お互いの合意によりこの金額で提出されたものでございます。</p>
7 番 委 員	<p>私は農業委員を長くやってきているのですが、最初の売買は●●万くらいのこともあったし、それから3年くらい前に●●万になって、随分急に安くなったなど。場所を聞いたら良い場所なんですよ。松崎の一等地でこの値段だと、こういうふうにも安くなったんだなという感じがしましたので質問しました。以上です。</p>
議 長	<p>答弁は。</p>
7 番 委 員	<p>必要ないです。</p>
議 長	<p>その他質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第64号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】 次に日程第4、議案第65号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>10ページでございます。議案第65号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものでございます。あっせん委員といたしましては鈴木重徳委員、河内克倫委員の2名で上程でございます。あっせんの申出人及び物件については記載のとおりとなっております。</p>

		売渡しの申出がございまして、同要領に基づいてのあっせん委員についてご意見をお伺いするものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	はい、それでは、鈴木委員さん、河内委員さん、よろしく申し上げます。質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 65 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<b>【日程第 5】</b> 続きまして日程第 5、議案第 66 号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長		11 ページでございます。議案第 66 号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 44 件、新規が 13 件、更新が 31 件でございます。 番号 1 番から 4 番、更新でございます。 12 ページでございます。 番号 5 番から 9 番、更新でございます。 13 ページでございます。 番号 10 番から 12 番、更新でございます。 番号 13 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 番号 14 番から 15 番、更新でございます。 14 ページでございます。 番号 16 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 17 番から 18 番、更新でございます。 番号 19 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 番号 20 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 番号 21 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 番号 22 番、更新でございます。 15 ページでございます。 番号 23 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でござい ます。これは次の議案第 67 号、配分計画の 1 番と関連してございます。 番号 24 番、更新でございます。 番号 25 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でござい ます。これは次の議案第 67 号、配分計画の 1 番と関連してございます。 番号 26 番から 28 番、更新でございます。 16 ページでございます。 番号 29 番、新規で、契約期間 7 年の賃貸借権設定でございます。 番号 30 番から 33 番、更新でございます。 番号 34 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 番号 35 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 17 ページでございます。 番号 36 番から 38 番、更新でございます。 番号 39 番、新規で、契約期間 1 年の使用貸借権設定でございます。 番号 40 番から 41 番、更新でございます。

		<p>18 ページでございます。</p> <p>番号 42 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 43 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>番号 44 番、更新でございます。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 66 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 6】</p> <p>続いて日程第 6、議案第 67 号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>19 ページでございます。議案第 67 号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。本議案に係る申請は利用権設定が 1 件、●●町に係るものでございます。</p> <p>番号 1 番、賃貸借権設定、契約期間 10 年でございます。申請の内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第 67 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 7】</p> <p>続いて日程第 7、議案第 68 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副主幹		<p>20 ページでございます。議案第 68 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第 3 種農地と判断しました。</p>

	<p>申請者は妻、子、母と4人で暮らしていますが、現在の居宅が昭和52年に建設されたもので、老築化し、たびたび修繕を続けてきたとのことで、先の東日本大震災で被害を受けこのまま今の居宅で生活することが危険であると考えようになり、新たに住宅を建築しようとするものです。当申請地は現在の居宅と同じ行政区で、対人関係や生活環境が変わらないことなどから適地としたものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、共同住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。申請者は高齢により耕作が難しく、当申請地を管理できなくなるにより周囲に悪影響を及ぼすと考え、土地の有効活用手段として賃貸住宅を建築しようとするものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金及び融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書及び融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上2件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員お願いします。</p>
12 番 委 員	<p>18日に確認してまいりました。1番は、場所は●●の■■■から●●方面へ300m位行きまして■■■方面に向かった所でございます。■■■■宅が建っていますけれどもその近くで、既に宅地化されているような所で、何ら影響等はないものと判断してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>1番、菊池です。19日に事務局2名、委員2名、推進委員2名で確認してきました。場所は■■■■さんの所の十字路に入って右側の方に機械を修理している会社があって、その上の空き地になります。周りに何も影響もない所で、何も問題ないかと思えます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
15 番 委 員	<p>15番、菊池です。2番ですが、先ほど事務局から説明ありましたが、自己資金と融資と説明ありましたが、94歳ということで融資は別の人が借りて融資になるのでしょうか。</p>
副 主 幹	<p>94歳と確かに高齢でございますが、融資の事前審査書には申請する方のお名前でおりますので、こちらの方で審査も通っているものでございます。</p>
議 長	<p>15番、よろしいですか。</p>
15 番 委 員	<p>いいえ、何とも。</p>
副 主 幹	<p>確かに申請者の名前になっておりますが息子さんの名前もありますので。</p>
15 番 委 員	<p>はい、分かりました。</p>
議 長	<p>息子さんは何歳ですか。</p>
副 主 幹	<p>63歳です。</p>

議 長	63 歳なそうです。よろしいですか。
15 番 委 員	はい。
議 長	その他、質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 68 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<b>【日程第 8】</b> 続いて日程第 8、議案第 69 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副 主 幹	21 ページでございます。議案第 69 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、携帯電話無線基地局建設に係る作業ヤード、資材置き場を目的とするその他施設用地として一時転用しようとするものです。申請地は農用地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。本案件は携帯電話不感地区解消のため、基地局建設に係る作業ヤード、資材置き場として転用するものであり、3 年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 番号 2 番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。申請者は現在妻、子供、父、祖父母の計 6 人で居住しておりますが、現在居住している家が手狭になり独立するため新たに住宅を建築しようとするもので、現在の居宅の近接に住宅を建築することにより父、祖父母の世話ができることから当申請地を適地としたものあり、第 2 種農地は第 3 種農地に立地困難な場合等で代替地がない場合例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 番号 3 番、会社事務所の建設を目的とするその他建物用地として転用しようとするもので、追認案件でございます。申請地は 10ha 以上の一団の農地であり第 1 種農地と判断しました。申請者は平成 27 年に土木・建築業を営む会社を設立し、当申請地に事務所を建て現在に至ってしまったものです。申請の土地は平成 25 年に相続により取得したのですが、平成 10 年に亡父が隣接する居宅の浄化槽を当申請地に設置し、元々農地として利用されていなかったため農地であることの認識がなく、転用未許可のまま会社事務所として利用してしまっていたことを深く反省している旨の顛末書も提出されており、農地法の知識が十分になく無断転用してしまったことで悪意はなかったものと判断いたしました。本来、転用許可申請していたならば第 1 種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものであることから、追認もやむを得ないと判断されるものでございます。 番号 4 番、5 番、関連で統一事業でございます。番号 4 番は道路の整備を目的とする道路・水路徴用地、番号 5 番は一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第 3



		ては届出書で計画書を提出していただいております。基地局本体に係る作業部分の敷地ということで、今回一時転用で出されているものは転用許可が必要でございます。
議	長	続きまして、●●地区担当委員お願いします。
9 番 委 員		綱木です。2番の案件でございます。18日、農業委員、推進委員、事務局、計5名で確認してまいりました。場所は綾織の■■■、●●地区の■■■停から西へ300mくらい行って●●線を超えた●●寄りの所です。これは親子関係で、実家が手狭ということで、今度建てる所はその下で、何ら問題ないと確認してまいりました。
議	長	●●●地区担当委員お願いします。
7 番 委 員		7番、新田です。19日、職員2名、農業委員2名、推進委員2名で確認しました。ここは最初宅地で、それから農地に変更してその後に宅地にしたということで、元に戻ったということで何も問題ございませんでした。以上です。
議	長	●●地区担当委員お願いします。
2 番 委 員		2番、白金英子です。2月19日に事務局2名と農業委員2名、推進委員2名で確認をしてきました。4番と5番ですが、場所は元の■■■■の近くで何ら問題ないことを確認してきました。6番は事務局の説明どおり長男が帰ってくるということで、次男の家を建てる必要があるということで、隣の農地に家を建てるということで特に問題ないと確認してきました。よろしくをお願いします。
議	長	続きまして●●地区でございますが、3番、多田登委員が欠席なので多田和敏推進委員さん、よろしくをお願いします。
推 進 委 員		多田登委員が欠席のため推進委員が説明するようにということで、説明します。18日、農業委員、推進委員、事務局、4名で現地確認しました。場所は■■■■■に行く■■■の手前で、現状は自己保全で管理されていて水稻の作付はされておりました。事務局が説明したとおりで問題ないと確認しました。以上です。
議	長	●●地区担当委員お願いします。
10 番 委 員		10番、多田です。18日に農業委員、推進委員、事務局、5名で現状確認してきました。場所は■■■■■■■の■■■■■の真下で、昨年からソーラー発電の事務所とか資材置場が規定の範囲で借りられていて実際使用されておりました。今回はその隣にもっと広くするために借りるということでございまして、今年の夏から利用していたわけですが苦情とかも出てございませぬし、隣の農地に関しても全部鉄板磁器でそのまま終わった後は現状に返せるという状況でございましたので、いいのではないかと確認してきました。以上です。
議	長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第69号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり「可」と決しました。

		ここで10分間休憩します。
		(休憩)
議	長	会議を再開します。
議	長	【日程第9】 日程第9、議案第70号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副主幹		23ページでございます。議案第70号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。 番号1番、昭和42年頃から隣接地に住む叔父が庭、家庭菜園、植栽等として利用し、現在に至ってしまったものです。父から相続により取得した土地で、隣接地に居住している叔父に土地を譲り渡すため土地を調査したところ農地法の手続きが必要だったことを知ったとのことで、叔父が農地法の手続きが必要なることを認識していなかったものでございます。 番号2番、担い手人が昭和52年から駐車場、植栽、庭池等として利用し、現在に至ってしまったものです。今回居宅を建築するために土地を調査したところ農地法の手続きが必要であったことを知ったとのことで、農地法の手続きが必要なることを認識していなかったものでございます。 以上2件、ご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当委員お願いします。
18番委員		18番、奥友です。18日午後、事務局と地元委員で現地確認をしてまいりました。場所は、何も近辺に目立つものがないのですが、■■■■■■■■■■沿いで、道路に面した所に家はあるのですが家の後ろ、軒下って感じの所です。日当たりが悪くて雪がまだ残っていて本当に家庭菜園をやっているのかどうかつぶさに見ることはできなかったのですが、その周りは庭というほど立派ではないのですが、何か植えられてあって、畑というよりは庭なのかな、特にどっち判断でも家庭菜園であれば宅地で見なしができるということであるので、それで特に差支えはないと判断してまいりました。
議	長	●●地区担当委員お願いします。
4番委員		古屋敷です。19日確認してまいりましたが、先ほど事務局が説明したとおり、4、5年前まではたばこのハウスを建てて乾燥施設になっていました。たばこの縮小と共にそこは駐車場に使用されていて、前から農地ではなく使用されていたということを確認してきました。
議	長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり「可」と決しました。

議 長	<p>【日程第 10】</p> <p>続きまして日程第 10、議案第 71 号、「農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願及び引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>24 ページ、25 ページでございます。議案第 71 号、農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願及び引き続き農業経営を行っている等の証明願について、でございます。下記の者から証明願がありましたので、証明の可否を求めるものでございます。</p> <p>1、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項及び地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受けるための適格者証明で、番号 1 番から 9 番までの 9 件は平成 30 年に生前一括贈与が行われたものです。</p> <p>2、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項及び地方税法附則第 12 条第 1 項の適用者証明です。番号 1 番から 28 番までの 28 件は 3 年に 1 度の引き続き農業経営を行っている等の確認でございます。右端の国税、県税への丸印で一方に記入がないものがございます。国税の贈与税につきましては全部担保としている方は証明の必要がないこととされており、県税の不動産取得税につきましては既に納付されている方は丸印がついていないものでございます。納税猶予の適用を引き続き受けるためには 3 年に 1 度の引き続き農業経営を行っている等の証明書を税務署等に提出する必要があります。引き続き現在も農業経営を行っており、また、農地転用や売買貸し付けをされていないかの確認でございます。</p> <p>以上 37 件につきまして証明の可否決定をお願いします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので、それでは、ただいま事務局から説明のあった案件について各町単位で適格者等の確認を行うため暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>それでは、会議を再開いたします。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 71 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 71 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 11】</p> <p>続いて日程第 11、議案第 72 号、「平成 31 年度遠野市農業労賃標準額の設定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>26 ページでございます。議案第 72 号、平成 31 年度遠野市農業労賃標準額の設定について、ご説明いたします。平成 31 年度遠野市農業労賃標準額を別紙のとおり設定しようとするものでございます。A 3 の標準額表をご覧いただきたいと思います。本件は 2 月 13 日水曜日に開催されました遠野地域農業機械銀行との平成 31 年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会、及び、2 月 18 日月曜日に関係機関・団体である遠野農林振興センター、遠野普及サブセンター、農協、機械銀行、共済組合、森林組合、土地改良区、農業者協議会、農林課にお集まりいただいて開催した平成 31 年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議での協議結果を踏まえた内容となっております。</p>

	<p>機械の部につきましては、平成 30 年度単価と据え置きとなっております。標準額には、10 月 1 日から消費税が 10%となりますので、税込み表示の料金を 8%の場合と 10%の場合の 2通りの記載となっております。また、昨年度からの課題としており消費税 10%と合わせて並行する協議としておりました籾の乾燥の水分別料金の設定につきましては、検討協議の結果、現行のとおり生籾、ハセ掛籾の状態別料金としてございます。</p> <p>人力の部につきましては、岩手県の 1 時間あたりの最低賃金が平成 30 年 10 月 1 日に 738 円から 762 円に改正されております。8 時間あたりは 6,096 円となりますが、100 円単位で表記する場合は 6,100 円を下回らない額を実現することが求められてございます。このため昨年度まで 6,000 円と設定していたものを 6,100 円に改める内容としてございます。また、この 100 円のアップを標準額に幅のあるホップ作業の高いほうの金額及び山林作業につきましても適用し、昨年の金額に 100 円を加えた内容としてございます。</p> <p>配布方法につきましては今回変更し、3 月 20 日水曜日に発行する農業委員会だよりに折り込んで全戸配布することとしてございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
9 番 委 員	9 番、綱木です。自分もオペレーターなのですけれども、田植えの部分で昨年まで分けていたような気がします、今年はないですか。料金が区画整理地とかで田植えもあったような気がするのですけれども。今回は一律で。
議 長	個々の機械の部のかっこ書きありますよね。この表の区画整理地とは 30 a 以上の整理地です、と。
9 番 委 員	それは分かります。耕起とかコンバインの部分は区画整理地の値段が違いますね。田植えは載ってないです。そこの確認です。
議 長	はい。
事務局次長	ご質問にありましたが、表記は昨年と同じでございます。
事務局 長	同じです。私もこの会議に出ましたけれども機械の部の方の料金についてはしばらく変わってないです。私は 26 年度からのを見ましたけれども元の単価は変わっていませんでした。変わったのは今回 8%と 10%の税込みの料金を提示した部分です。田植えはこのような形で、機械銀行の人達は統一させておりました。
9 番 委 員	では、一括料金ですね。
事務局 長	そうですね。
9 番 委 員	はい、分かりました。
議 長	その他、質疑等ございませんか。
15 番 委 員	今の田植えのところなのですけれども 10 月から消費税が変わるので田植えの部分の 10%のところは傍線か何かでやった方がいいような気がするのですが、来年もこれが出るのだと思うので、示せばこうなるのでしょうかけれども、31 年度としては示さない方が、と思うのですが、どうなのでしょう。示した方がいいですか。
事務局 長	10 月に田植えをする人はいないと思いますから、必要ないということだと思いますが。ちなみに 10 月 1 日から税率が変わるわけですが、いつ何をしたかというのはオペ

	<p>レーターさんの判断ということになっております。10月1日に稲刈りをしたのか9月30日にしたとか、オペレーターさんの判断で料金が変わるという形です。田植えについては10月にはしないと思いますが、10%で計算すると6,600円になりますというお知らせです。</p>
12番委員	<p>今の関係ですけれども、オペレーターの判断ということですが、例えば稲刈りを9月30日にやったら8%ですね。それで後日通帳から引かれますが、大体1か月後位に引かれるのですが、その時もオペレーターの判断で8%にしてもいいし10%にしてもいいということですか。</p>
事務局長	<p>作業した日で判断するということだと思います。さらに言うと、またがる場合ですが、それらについてもオペレーターさんが判断するということです。</p>
議長	<p>作業した日で判断していただきたいということですね。</p>
事務局長	<p>そういうことです。</p>
議長	<p>12番、よろしいですか。</p>
12番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第72号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p><b>【協議事項】</b> 次に協議第1号、「農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長	<p>協議第1号でございます。農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について、説明いたします。資料はA4の1枚物を配布してございますのでご覧いただきたいと思います。この件につきましては1月23日に開催されました第10回運営委員会でも協議いただいております。また、本総会への提出につきましては先日2月21日に開催された第12回運営委員会で協議をいただいております。内容を読み上げて説明したいと思います。</p> <p>平成30年度において、農地利用最適化交付金の活動実績の要件を満たす見込みであることから、農業委員及び農地利用最適化推進委員全員に、1人●●,●●●円を均等に上乗せ報酬として支給するというものでございます。農地利用最適化交付金は活動実績分として委員1人当たり月額6,000円、45人で年額3,240,000円が上限として交付されるもので、毎月皆様に提出いただいております活動報告書により、また、現在取り組みいただいております農家意向調査の実施により満額支給が振り込まれるものでございます。</p> <p>次に資料の1番、上乗せ報酬の計算をご覧いただきたいと思います。委員報酬は総額で年額Aと示しております15,501,600円となっております。その右側に記載しておりますが、報酬の財源は市の一般財源と県を通して国から交付される2つの交付金で賄われております。市の一般財源は農業委員会が新制度に移行する前後で変わらな</p>

	<p>いことを基本としており、委員の総数が31人から45人に増加している部分に新たな農地利用最適化交付金が充てられている、という内訳になっております。今回、2つの交付金に追加交付の通知がありましたので、委員報酬の財源の総額がBに示しております16,201,440円となる見込みでございます。このように今回交付金の追加があったことにより計算式B-Aにより求められる金額●●●,●●●円を委員45人同等に配分し、1人●●●,●●●円と計算してございます。</p> <p>また、2番に上乘せ報酬の根拠を記載してございます。新制度移行の際の報酬条例改正において報酬条例のただし書きに上乘せの規定、特に必要と認めるときは予算の範囲内において市長が定める額を加算することができる、と制度化されたことによるもので、今回の内容につきましては市長決裁済となります。</p> <p>以上で説明を終わります。ご協議よろしくお願いたします。</p>
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。
7 番 委 員	7番です。これは1人あたり●●●,●●●円を12か月にわたって配布するということですか。
事務局次長	今回は平成30年度分として●●●,●●●円を1回分として。
7 番 委 員	1回だけ払うということですね。私がこの間質問した、調べた場合前は15,500円ももらったという感じのお金ですね。見積もっていた金額になるわけですね。
事務局次長	先日お話がありました意向調査とは関係なくて報酬の上乗せ分、財源的に交付金の額よっての数字です。
7 番 委 員	意向調査は別ですか。
事 務 局 長	農地利用最適化交付金は新制度になってできたものです。活動報告書を皆さんから書いてもらっていますけれども、その中の中間あたり、ナンバー6からナンバー19までですか、この部分に該当するのが農地利用最適化にカウントされているということです。その中にはマスタープランの話し合いとかもありますので、今回農家意向調査をやっているのは関係ないのですが、関連はあります。そういった日々の活動の中で農地利用最適化に該当する部分をピックアップして計算して、1人6,000円×12か月×45人で3,240,000円ということになります。それで今回追加財源が●●●,●●●円ありましてそれを要求しての状況です。改正前と改正後で変わらないのは一般財源です。7,972,400円は負担してくださいということで、残りの部分を●●●,●●●円なのですが、それに一般財源●●●円を足して1人●●●,●●●円を今回上乘せで配布するものです。これは3月末か4月中に皆さんに報酬としてお支払いする金額になります。
議 長	7番、よろしいですか。
7 番 委 員	はい。
議 長	その他、質疑等ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、「農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について」は提案のとおりとすることといたします。
議 長	【その他】 その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。

17 番 委 員	先ほどの労賃表の説明がありましたけれども、裏面を見ましたらオペレーターの方々16人載っていましたが、この中に農業委員の綱木さんも参加されているので、何か問題点とかあるのか、現状はどうなのか、中身を少し話していただきたいなと思いますけれども。オペレーターでも事務局でも。農家がどんどんやめていく中で現状とかを。
9 番 委 員	遠野市独自で始めたもので、当時は結構作業はいっぱいあったのですが、県の方から種まき、田植えとか、事業があったのですが、最近はそういう事業はありません。区画整理されて営農組合が各地にできますと遠野市の事業は減ってきています。作業自体は減っていく状態ですが、なくすわけにはいかないし、という状況です。事業費はかつて1億くらいあったようですが、今は1千万くらいですか、ちょっと分かりませんが。営農組合のほうはほとんどまとまってやっているみたいで、個々のオペレーターさんが少なくなっています。
17 番 委 員	オペレーターさんが作業する上で機械が必要になると思いますが、これはあくまでも個人の購入ですか。
9 番 委 員	機械はほとんど個人の購入です。コンバインとか昔は助成金を使ったこともありますが、今は全部、オペレーターさん個人です。
17 番 委 員	●●にはいないのですか。
9 番 委 員	いないです。相対でやっているところは聞きましたけれども、作業労賃をあてにしてやっていると思います。基準はないと駄目なので。
議 長	よろしいですか。
17 番 委 員	はい。
議 長	その他、委員の皆様からは。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは、私の方からですが、現地確認調査結果を委員の皆様から報告していただいているのですけれども、推進委員さんから「農業委員会では農業委員さんがどんなことをやっているのか」、「総会ではどういう話し合いをしているのか」と。そういう機会の場を設けたらいいのではないかという私なりの考えなのですけれども。現地確認調査結果の報告を推進委員さんの方からやってもらったという考えがあるのですが、皆さんの考えをお伺いしたいと思います。
9 番 委 員	毎回ですか。
議 長	毎回です。
7 番 委 員	そうすると毎回総会に出るということですね。
議 長	該当する地区は、ですね。
16 番 委 員	全員ではなくですよ。
議 長	全員ではなくです。

9 番 委 員	毎回全員来るわけではなく 1 名ずつとか。
議 長	例えば推進委員さんが 3 名いるところは、まず 1 人は出て報告してもらおうとか。
1 2 番 委 員	昔ですけれども 2 回ほど推進委員さんに来てもらいました。最初から、大きなところは推進委員さんに来てもらうという考えがあったわけですが、たまたま今日はどちらも都合が悪くて来られませんでしたけれども、農業委員 2 人と推進委員 2 人しかいないわけですから最低でも 4 回に 1 回は来てもらった方がいいのではないかと推進委員とも話はしていました。だから次回は推進委員さんに来てもらって報告してもらおうと考えてはいました。
議 長	それで良ければ、とりあえず新年度からという形で進めたいのですけれども。後で推進委員の委員長さんと相談してみますので。総会でこういう話になったということで委員長さんに話をして了解を得るといふことにしたいと思います。
1 6 番 委 員	地区ごとに推進委員さんも含めて順番に出てくるという形で、地区ごとに相談してやるということでもいいですね。
議 長	そうですね。
1 6 番 委 員	はい。
議 長	推進委員さんにも総会の雰囲気味わってもらって、味わうという言い方もあれなのですけれども、こういうことを審議しているということを見て感じていただければと思います。いかがでしょうか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは新年度からやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。他、委員の皆様からは。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは進みます。事務局からは。
事 務 局 長	<p>農家意向調査票の集計について、であります。お手元に A 4 と A 3 の資料があると思いますけれども、農家意向調査票というものです。2 月 8 日から農家意向調査をさせていただいておりますが、2 月 21 日の運営委員会で今、農家意向調査をやっているけれどもその後どうするのか、という話がありました。あとは集計をする予定です、と言いましたならば、5,000 件近いものをやるのは大変なのではないかということで、それぞれの地域で集計をすることも考えてみたら、というありがたいお話をいただきました。その内容について説明させていただきます。</p> <p>まず、農家意向調査票の資料 1 枚目です。間違っていました。既にお気づきだと思いますが、1 番目の農家(2)、現在の農業後継者はいますかというところが「イ」になっていましたので、これについては「ア」に訂正をしたいと思います。2 枚目をご覧ください。農家意向調査の一覧表で、遠野市内の一覧表です。●●町から●●町まで全部で 4,882 件対象者があります。集落等の合計の所には少し大きな字で集落数を記載しておりました。●●町 19 件から●●町●●10 件まで合計で 201 件あります。農家台帳の冊数はそれぞれ 5 冊とか多くて 8 冊です。これを今やっているわけですがそれをまとめようかどうしようかというところなんです。</p> <p>添付の資料をご覧ください。イメージ 1、市全体とあります。ゴールとすれば遠野市全体のまとめができるというものです。これについては 11 地区の合計をこちらに記入して出すと。上の方は数値、下の方は割合をイメージしております。裏面</p>

	<p>をご覧ください。イメージ2、そのために町ごとに集計する必要があるので、●●町を例にあげております。●●町は集落が19、農家台帳上の集落がこのくらいあります。550件あります。こちらについても上の方が数値、下が割合となっております。これをするために願います内容が集計となります。集計表については3枚あります。集落の数をやればいいのかもかもしれませんが、まずはやってみないと分からないのでとりあえず3枚添付しております。この集計表を農業委員さん、推進委員さんでまとめてもらえればいいのかという内容です。農家意向調査票集計表は左の方に地区名、集落名です。それぞれの件数が分かると思いますが、所在している所が何件あるか、例えば全部で30件あったけれども所在が10件くらいだったと、その中で回答してくれたのは10件あれば10、10と書く。割合については書かなくて結構です。あと1の農家の状況については、該当するものに数値を書いてくれれば結構です。割合は書かなくていいです。それを拾うときに正の字で拾っていった割合は数字で書いてもかまいません。そんな感じで、農地の所については相手とか面積について書くところがあります。1番目に後継者とありますが、件数だけでいいです。記載している件数を書いてもらえばいいです。3のその他、記載内容は件数だけでもいいです。もし余力があれば簡単に「売りたい」とか「買いたい」とか記載してもらいたいです。集落ごとにまとめてもらえれば後は事務局の方で入力すれば割合が出ます。それを市の方にあげる形になります。最終的には1人1人の所に入ればいいのですが、その1人1人のデータを用いてゴールを目指すよりは、まずは集落ごとにまとめればいいのかなど。その部分、ご協力をいただきたいという内容であります。</p> <p>他は農家意向調査の実施というA4の資料があります。これはある地区でこういうのをやっていたので参考までにお出ししました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	何か疑問な点等ございますか。
7 番 委 員	●●で550戸農家って、そんなにあるの。
12 番 委 員	農家というよりも農地を所有している人たちです。私は一日市と仲町の集計取りましたけれども、●●●と●●足すと33件ありました。ただし、農協の組合員は12人しかいませんでした。と、言うことは、残りの20人以上の人たちは農家ではなく農地を所有しているだけです。その中でも結構大きな農地を所有していて誰かに貸している人もあれば、町に農地持っている人も結構いるのですよ。
7 番 委 員	前は●●●●で、農家数とかも私は若干把握していますが、●●自体は210ないですよ。随分農家やっている人たちが多いんだなと。■■■には関係なく農家やっている人がたくさんいるということを初めて知りました。
12 番 委 員	■■■■とかやっている人たちで。
議 長	台帳とか見てみると100㎡ちょっとの人とかも載っているんですよ。農地所有者です。ね。
事 務 局 長	農地が載っていない人も調べると60軒あります。まず、大体をお出ししました。あとは回答してもらったところを直せばいいのかなど。
7 番 委 員	はい、分かりました。
議 長	1つだけ確認したいのですが、農家意向調査票集計表の所在回答とあるのですが、この所在というのは例えば上組町では49とありますが。
事 務 局 長	「所在あり・なし」はですね、例えば上組町では49件ある中で家にいる人です。家にいる人は49台帳がありますが、実際にいるのは30とかです。今いないところがたく

	さんありますから。
16 番 委 員	空き家になっている所。
事 務 局 長	空き家になっている所です。
議 長	例えば●●●の 49 ですが、住んでいる人が 30 の場合は「ある」に 30、「なし」に。
事 務 局 長	「なし」には書かなくていいです。
16 番 委 員	実際にあるところだけの件数を書けばいい。
事 務 局 長	そうです。「なし」は無視してもかまわないです。
議 長	回答は、例えば 49 で回答が 30 あったら回答しなかったのもあります、と。
事 務 局 長	そうです。回答したくないというのがありますので。例えば 49 あった中で 30 ありました。でも回答してくれた人は 28 でした。「なし」は 2 です。いるかいなか。回答したか回答しなかったか。それでいいです。
委 員	回答しなかった理由は分かっているのですか。
事 務 局 長	回答したくない理由は個人情報だと思います。なぜ名前まで出さなければならないのか、という話です。
議 長	提出期限はありますか。
事 務 局 長	3 月末が一応目安なので。3 月 20 日に終わればそれから集計して、まず、3 月中です。
6 番 委 員	集計するのはもちろんだと思いますけれども、その手段としてパソコンで簡易なプログラム、関数とか、作って集計するということは考えないのでしょうか。
事 務 局 長	そのための数値をこれに入れるということです。4,882 件 1 人 1 人入れていくよりも、それよりは皆さんで分けて集落のだけをやればということです。
6 番 委 員	そういうことではなくて。
議 長	データベースとか。
8 番 委 員	要するにまとめたものを集計した段階、まとめるときにどうまとめるのかの話で、個人別データがあるとするところとそこにすべてがあるのがいいのか、知らないところとか場所が分からないところに行くわけですからその判別もしなければいけないので、個別データも欲しい、一覧表も欲しい、ということです。
事 務 局 長	順序として、最終的にはそうなると思いますが、1 人 1 人のデータを入れていってからゴールを目指すと時間がかかります。まずはそれぞれの地区で集落ごとに集計をしてもらえれば、そのデータをイメージ 2 の町に入力すれば町の傾向が分かる。それをイメージ 1 の市に入れば市の傾向が分かる。1 人 1 人のデータについては台帳もありますから、それに入れていけば一覧表として出てきます。ただ、それをするためには入力作業が出てきます。入力作業をしてゴールすると出来上りは 6 月頃になるという話ですから、まずそれぞれに分かれて、今回、運営委員会でも事務局も大変だから皆でやったらどうか、というありがたいご提案があったので、こういう提案をして

	いるわけですから、ご協力いただけませんか、というわけです。
18 番 委 員	河内さんが言ったのは、例えばAさんのデータがあって実際に戸別訪問して回答を得てきて、それをパソコンならパソコンで1でも〇でもいいからやっていけばマクロか何かの計算ができて、それが集積になってくるということを言いたかったのではないですか。それを作ってくればまとめるのが極めて簡単だということを言いたかったんですよ。
事 務 局 長	それはやっておきます。あとは入力するだけです。
議 長	それでは、そういう形で進めたいと思います。
事 務 局 長	分かりました。
議 長	他は、事務局から。
事 務 局 次 長	事務局の方から封筒に入れて活動報告書を配布してございます。2月分の用紙ですが3月11日までをお願いします。
議 長	今、農家意向調査で歩いていますが、活動形態の農家意向調査は何番になりますか。
18 番 委 員	42 しかないですか。そうすると反映されないですよ。6から19 までですよ。今回意向調査で歩くのは活動形態で言ったらGになるでしょ。そして活動区分は4 くらいにしかならないではないですか。
議 長	これは、例えば15 に統一してもらうとかは。
事 務 局 長	4だと反映しないので、6から11 の中で、7番の農地の出し手・受け手の掘り起こしとして。
議 長	活動区分は7です。活動形態はG。そうすると反映するわけですね。
18 番 委 員	県の農業会議から示されているのがこれなのですよ。今みたいに迷わないような活動区分を設定するように求めておいた方がいいと思いますよ。
議 長	県は4月から活動報告書の様式が変わりますので、ここに活動形態Gとありますが、活動区分の中にも農家意向調査と記載になりますから。
18 番 委 員	設定するんですね。
議 長	はい。ですから今回はGの。
18 番 委 員	11 だと思いますが。
議 長	はい、では確認です。活動形態はG、活動区分は7でお願いします。
事 務 局 長	今、お話を受けたのですけれども、上乘せが●●, ●●●円出るわけなのですが、それから計算するにもやはり1人1人報告書を書いてくるときに同じことをやってもこの数字が違うんですよ。それだとうまくいかないんです。やはりある程度統一して臨んだ方がいいと思いますので、例えばエゴマは何番だとか、総会は分かりやすいのでいいですが、分かりにくい箇所については何番にしてくださいとかそういうことはしたいと思います。

